

総務関係事務事業（その 3）集会所、入札関係事務事業の取扱い  
について

総務関係事務事業（その 3）集会所、入札関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 12 月 26 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24 - 2	総務関係事務事業（その 3）集会所、入札関係事務事業の取扱い
<p>1 集会所建設補助事業</p> <p>(1) 集落集会所の新築、改築については、国・県の補助制度を用いて実施することを原則とし、新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 補助基準に合致しない集落の集会所の整備に対しては、大河内町の単独補助制度を適用することとし、新町発足までに補助金交付要綱を整備する。</p> <p>ただし、補助率は国・県の補助制度を用いて実施する場合は、3割の地元負担を徴していることに鑑み7割とし、また、補助金額の算定に用いる補助面積、補助単価は、その時点における国・県の補助制度の基準を準用する内容で要綱を整備する。</p> <p>また、造成費に対する補助は、各集落とも既設集会所の用地を有しているので廃止する。</p> <p>(3) 集落集会所の維持管理、補修については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2 隣保集会所建設事業</p> <p>隣保集会所の整備はほぼ充足しており、この制度の目的は達成されたものと思われるため、合併時に廃止する。</p> <p>また、集落自治、コミュニティーの拠点施設として集落集会所の整備に努めることとする。</p> <p>3 入札指名業者の決定</p> <p>(1) 入札参加者審査会は現行制度を基本に設置し、委員の選任については新町発足後速やかに調整する。</p> <p>(2) 入札・契約制度等の協議は、大河内町の例により入札参加者審査会で行う。</p> <p>(3) 入札参加業者選定要綱については、新町発足後速やかに一元化を図る。</p>		

平成 16 年 12 月 26 日 (確認) 継続審議